

令和２年度第５回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和２年７月３１日（金）１１：００～

場所：第１常任委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、教育総務課長補佐、
学校教育課長、生徒指導推進室長

１ 開会宣言（清水教育長）

○清水教育長

本日は議案が１件提出をされている。議第１５号「令和３年度使用松江市立中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書について」という議題が提案をされている。これについては、内容的に本会議においては非公開案件としたいと思うが、いかがか。

……………異議なし……………

それでは、会議規則２条の規定に基づき、議第１５号については、すべての案件報告の後に非公開で行いたいと思う。

２ 会議録署名者の指名（藤原委員、金津委員）

３ 会議録の確認（令和２年度第１回及び第２回）

……………意見・修正なし……………

４ 報告【５件】

○清水教育長

本日、報告が５件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【報告第７号 令和２年第２回松江市議会定例会（６月議会）について】

○早弓副教育長

令和2年第2回松江市議会定例会は6月10日から6月24日まで開催され、第2回教育委員会会議で制定依頼の御承認をいただいた出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例などの条例案件や調製依頼の御承認をいただいた令和元年度松江市一般会計補正予算（第7号）、それから令和2年度松江市一般会計補正予算（第1号）（第2号）の予算案件は6月17日に開催をされた教育民生委員会での審議を終え、閉会日である6月24日に原案通り可決・採決となっている。

第3回教育委員会会議で調整依頼の御承認をいただいた和解及び損害賠償の額の決定に関する議案の調整依頼、令和2年度松江市一般会計補正予算（第3号）についても、閉会日である6月24日に原案通り可決・採決となっているところである。

6月15日に一般質問があったが、新型コロナウイルス感染症対策もあり、例年3日間であるのが1日に短縮され、6人の市議会議員の方から137の質問があったところである。例年の質問は大体330ぐらいであるが、137ということで、1日で行われたということである。

ちなみに、教育委員会に関するものについては、お手元の議案集の2ページから3ページに骨子を掲載しているとおり6人の議員の皆様から24の質問があった。項目別でいうと、新型コロナウイルス感染症に関連して6人全員から21の質問、青少年に関して1人から2つの質問、教育現場の改善に対して1名の方から質問をいただいた。その内容の主だったものについて、これから説明をさせていただく。

掲載している表に質問順位の1番から6番を載せているが、1番の野津議員、3番の川井議員、4番の太田議員、6番の宅野議員について、報告をさせていただきたいと思う。

まず、一番上のところであるが、野津議員から生活支援対策ということで、「子どもたちの授業の遅れに対する進行管理はどうか」という質問があった。

本市においては、23日間の臨時休業の措置をとったということで、学びの保障の対応として、1学期の終業日を7月31日まで延長し、給食も提供しながら行うことで確保するという回答をしている。

そして、各校で2学期の始まりの日を早めたり、学校行事を含めた教育課程の見直しを行ったりしながら、授業時数の確保を図り、今年度履修すべき学習内容を早いところでは夏休み明け、遅くとも年内にはすべて終了するのではないかとということでお答えをしたところである。

また、市立女子高等学校についても、必要な授業時数を確保し、授業に遅れがないように対応するということでお話をさせていただきました。

続いて、野津議員からの「3 密での授業となるため、マスク着用時のエアコンの稼働の原則、かつ教育の本質を捉えると、少人数学級が必要ではないか」という質問である。昨年度、本市においては、12 月の市議会において、県の少人数学級編制の見直しに対して意見書の採択をいただくなど、県の見直しに対して一貫して反対してきたということも説明しながら、今回の新型コロナウイルス感染症により、少人数学級の必要性が一層高まったというように見解を述べている。したがって、県に対しては、改めて少人数学級編制の見直しの再考を求めるとともに、国に対しても学級編成基準の見直しについて申入れをしたいと御回答を申し上げたところである。

それから、質問順位 3 番目の川井議員からの「学び方の改革の手段として、ICT の活用はどうか」という質問である。必要な条件や環境整備など、学校現場の対応と解決すべき課題をお聞きになられた。

ICT 活用策については、電子黒板の整備を年度当初から授業で活用できるように、昨年度中から教職員の研修会を 12 回開催し、職員の半数以上の 750 人が参加し、電子黒板を活用した授業への理解を深めてきたところである。各校においては、4 月当初より授業や集会で電子黒板を効果的に活用し、教員から高い評価もいただいております。今年度もオンライン授業の活用も含めた研修を秋に計画している。また、学校現場の教員も加えた ICT 推進検討委員会を立ち上げ、具体的な活用についての協議を進めていく。オンラインでの授業について、受信側となる家庭の 1 割がネット環境の整備が整っていないことがアンケート等によって出たため、そういったことが課題である。対象の授業については、今後臨時休業措置がとられたときに、家以外の場所でオンライン授業を使って学ぶ環境ができるように検討していると、こういった回答を申し上げたところである。

それから、4 番目の太田議員から「長期の休校により、市立女子校の就職や進学に影響が出ているのかどうか」という質問があった。

例年、女子校では 1 割程度の生徒が就職をしているが、ハローワーク松江に伺うと、「来春の高卒者の求人数については、昨年度の同期と比較すると減少している」という情報を提供いただいた。現時点では求職情報の詳細について把握ができていないが、直接企業の担当者と対面式で話ができない状況もあることから、今後の就職活動にど

う影響するののかという懸念があるということである。

女子高としては、生徒が安心して就職活動ができるように最大限支援していきたい。また、進学への影響については、夏季休暇を短くしたり学校行事を短縮して授業に振り替えるなど、臨時休業中の授業の遅れを回復するための対策を講じ、大学受験等に支障が出ないように取り組んでいきたい。

最後になるが、6 番目の宅野議員の質問である。これは学校での新型コロナウイルス感染症対策で「手洗い水道の蛇口の数が生徒数と比較して少ないのではないか、差があるのではないか」というようなことである。

市立小中学校の水道の蛇口について学校管理課で調査をしたところ、全体で 9,120 箇所あり、概ね 2 人で 1 つの蛇口を使用しているという計算になる。新型コロナウイルス感染症対策として、特に手洗いの徹底や歯磨き等を行う上で、水道の蛇口の数については、できるだけ密を避けるために重要な課題の 1 つであると認識している。水道の蛇口の少ない学校につきましては、感染防止の観点から、ソーシャルディスタンスの指導の徹底、水栓のカランを回転式のハンドルからレバー式ハンドルに変えるなどの検討、児童・生徒数、施設の状況も勘案し、蛇口の増設の検討も行っていきたいという考え方をお示しして回答を申し上げたところである。

概要については以上である。よろしくお願いします。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

議員さんたちが短時間の議会の中で、教育の問題にこれぐらい関心を持っていただいていることに大変ありがたく思う。今、御説明を伺うと、議員さんたちの関心は「新型コロナウイルス感染症による生活環境や学習環境は大丈夫か」ということと、「学力についてはどうか」というようなことである。それからもう 1 点、児童生徒の心の健康、あるいは先生方のメンタルケアというところに私は注目した。

生活環境あるいは学習環境に関しては、私ども教育委員も総合教育会議の一環として、小中 1 校ずつ参観させていただき、実際に子供たちがどういう状況で学んでいるのかということを拝見した。小規模のところは良いのだが、子供の数が多いたころは、

教室の中で子供たちが座っている空間と教室の広さという点を見ると少し密になっている。議員さんも御意見としてあるように、このままの少人数学級を維持していただきたいという思いである。

現在、第2波と言えるくらい感染が増加している。特効薬やワクチンが数年のうちに開発されて収まるかもしれないが、専門家が「人間にとって、ウイルスというのは切り離せないものだ」とおっしゃられている。そういうことを考えると、学び方についても従来通りではなく、オンライン授業や電子黒板、タブレットも含めて ICT 活用をいかに教育の中でうまく活用していくかということを検討いただきたい。ICT 推進検討委員会というものが設けられたということで、松江市の学校教育として、それも大きな柱として進めていただきたいと思う。

それから、子供たちの心の健康や先生方のメンタルケアであるが、SNS を利用した相談窓口という話を前に伺ったのだが、今回は実際に活用されているのか。あるいは、あまり活用されていないとすれば、もっと PR をしていただく必要があると思った。

○大谷副教育長

臨時休業中の子供たちの過ごし方については、市民の方あるいは保護者の方から大変ご心配いただいたところである。この臨時休業中の心のケアについては、学校においては学級担任等が定期的な電話連絡を行ったり、あるいは家庭訪問を行ったりということで、子供の状況把握に努めた。多々納委員がおっしゃったような SNS を活用したアンケート調査を行っている学校も複数あり、そのアンケート調査に基づいて学校でその後の対応を行ったという場合もある。

ただ、今回の場合は臨時休業が突然だったということもあり、学校が自主的に取り組んでいたというのが実際のところである。

今後においては、一斉の臨時休業等で今回のような状況が起こった場合の子供たちの心の状態の把握、あるいはその後の指導について、SNS を活用した取組というのが検討されるべきことではないかと考えているところである。

以上である。

○多々納委員

感謝する。せっかくそのような窓口ができているため、大いに活用していただきたい

いと思う。よろしくお願いします。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

質問なのだが、貴谷議員のから「子供の貧困」について質問が出ている。少し違うのだが、この度の新型コロナウイルス感染症の問題で観光業界や飲食業界や小売業界という業界はかなりの打撃があると思うのだが、そうした職に就いておられる方たちのお子さんと親の収入の激減や職を失うということも多分起こっているのではないかなと思う。そうしたお子さんの影響を何か学校で感じるものがあったりするのかということが1点。

それと、プロジェクトを立ち上げてやられているということであるが、オンライン教育を実現するにあたって、1割の家庭がそういう環境にないということであった。それについてはどのように対応されていくというお考えを今の時点でお持ちなのかをお聞きしたいと思う。

○生徒指導推進室長

この新型コロナウイルス感染症で保護者の仕事環境の大きな変化があったことにより、その親の影響がお子さんの学校への登校へ何らかの影響があるないという部分であるが、実際にまだ1学期の報告をまとめていないが、状況としては、やはり保護者の方の生活環境が変わられたという影響により、小学生で1件、登校に対する不安を訴えられ、スクールカウンセラーの派遣を要請されるというような、不登校に起因する状況、心の不安という部分で対応することがあった。

それが全て保護者の方の仕事の状況が原因であるかを追求しているわけではないが、本市においても、この新型コロナウイルス感染症により、学校への登校不安を抱えているお子さんが出ているという実態があり、学校と連携をして対応しているという実態があるということである。

以上である。

○学校教育課長

御質問のオンライン授業の進め方について説明させていただく。先ほど早弓副教育長から、「家庭の1割のところでWi-Fi環境が整っていない」という報告があった。そこがオンライン授業を進めるためのポイントではないかというように考えている。

今後、タブレットが1人1台用意されることに伴い、オンライン授業の進め方のノウハウややり方について、ICT推進検討委員会で今後検討していくということになると思う。

現実問題として、実際すぐに臨時休業というような措置がとられた場合には、環境が整っている家庭についてはタブレットの配付、あるいは御自宅にあるパソコンやタブレットを使っただけのオンラインでの授業、環境が整っていない家庭は、タブレットを貸し出し、環境が整っている場所、例えば公民館などというところへ移動し、そこでオンラインで授業を進めていくということを想定している。

以上である。

○金津委員

タブレットは家庭にも持って帰ることができるのか。

○学校教育課長

当初の予定では、学校の中でタブレットを1人1台、授業の中で活用していくという想定であったと思う。しかし、この度臨時休業等の措置がとられ、学習環境の整備・学習保証が必要になり、タブレットを1人1台配付し家庭での学習につなげていくことを考えているところである。今後、ICT推進検討委員会で検討していく。

○金津委員

そういう流れになると、スムーズにいくと思う。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○藤原委員

野津議員の5番目の質問の「休校中のメディア接触の影響について」というところで、学校訪問などをさせていただいていると、やはりお休み中に子供さんが1日中ゲームをしたり、テレビを見て過ごしていたというお話もよく聞いたのだが、そういったことで生活のリズムが狂ってしまって学校に来にくくなったり、授業中に体調を崩されるなど、学校が再開されてから起きているのか。また、そういったことに関して何か調査をされていらっしゃるれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

休校中のメディア接触についての影響という御質問であるが、実際問題として、メディアに関するスマホのトラブルなど市教委に報告する議案については、やはり学校再開以後、増えているという現実があると思われる。

学校教育課として、メディア教育推進委員さんによる各校への出前授業という形で、周知徹底というか、メディアの使い方についての講演・講義を推進しているという状況がある。

松江市PTA連合会の協力を得て、保護者を対象としたメディアに関するアンケートを実施することにより、具体的な今後の指導方法などについて、様々な議論が行われていくのではないかとこのように捉えている。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第7号については以上とする。

【報告第8号 湖北地区小学校・幼稚園の統合に係る回答書の提出について】

○次長（教育総務課長）

議案は5ページから9ページであるが、6ページをお開きいただければと思う。経過等が書いてあるため、これに基づいて御説明をさせていただきたいと思う。

湖北地区の大野・秋鹿・古江の3つの小学校及び幼稚園の統合問題についてであるが、委員の皆様へは以前状況を御説明させていただいたところであるが、この度各地

区の検討委員会及び検討会議から、各地区での検討結果について回答書の提出をいただいたため、改めて経過等を含めて御説明を申し上げたいと思う。

まず、3 番の経過のところを御覧いただければと思う。最初に幼稚園についてであるが、幼稚園については、平成 24 年度に策定した松江市における幼稚園・保育所（園）のあり方計画、これに基づき、平成 27 年から湖北 3 地区への説明を行った。平成 28 年には各地区で検討委員会を設立していただき、議論していただいたところである。

この議論の中で、「まずは大野・秋鹿、この 2 園で統合を行うべき」という意見が多かったことから、最初に 2 園の統合を行うこととし、大野・秋鹿両地区の検討委員会については、概ね御理解を示していただいていたところである。しかし、PTA の御理解がなかなか得られないということで、その後は進展しない状況ということになっていったところである。

一方、小学校についてであるが、平成 29 年にまとめた小中学校の適正配置についての考え方で、第 1 期適正化計画に位置付けをした湖北 3 校の取扱いについて、3 地区への説明を行い、平成 30 年度に各地区で検討委員会を設立していただき、議論をいただいていたところである。

この議論の中で、幼稚園の統合問題についても、「小学校の統合問題と深く関連する」ということから、「一緒に議論すべき」という御意見をいただいたため、幼稚園も含めて議論をお願いしたところである。

また、この統合問題についてであるが、やはり地区によって受け止め方の違いもあった。例えば秋鹿地区では、「まずは地域の住民の皆様、それから当事者となる若い世代、この世代がこの問題を理解される必要がある。それを踏まえて検討委員会での議論を進めるべきだ」と検討委員会で出席委員から発言があり、これに基づき、検討委員会から説明の要請をいただいた。このため自治会単位、それから小学校 PTA、幼稚園 PTA、それ以外の保育所等の保護者への説明を行い、検討委員会で議論を行っていただいたところである。

こういった説明を行った際の意見であるとか、他地区の検討状況、こういったものも踏まえ、各地区の検討委員会で議論をいただいていた。各地区の委員会においては賛成・反対等、様々な意見はあったのだが、概ねの皆様の考え方としては、「児童数の状況、子供たちの教育環境などを考えた場合に、3 校 3 園の統合はやむを得ないもの」との考え方であるというように判断されたところであり、各地区とも統合との方向で

結論付けられたところである。

この考え方については、4月に教育長と3地区の会長・委員長との意見交換の場でも御説明をいただいたところであるが、最終的な結論として、6ページの1番、2番に記載をしているが、7月21日に市長に対して各々の回答書を提出いただいたところである。

今後についてであるが、4番のところに記載しているように、3地区合同の協議組織を設立していただき、その中で学校の建設場所であるとか、通学方法、そのほかの事項についても今後議論をしていただきたいというように考えているところである。

委員の皆様におかれては、今後、適宜状況を報告させていただくとともに、案件によっては教育委員会会議において御審議を賜りたいというように考えているため、引き続きよろしく願いを申し上げます。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

以前にも少し報告をいただいたが、今回は結論を頂戴したということで、本当に3地区とも、「子供たちのより良い生活環境のために」ということで、苦渋の決断をされたということがよく窺えた。時間をかけて保護者の方や地域の方々が「子供たちのために」という、そういうことからこういう結論を出してくださったということに、本当に感謝したいと思う。

今後は3地区合同で学校の建設場所や通学方法などを検討していくということであるが、地域の皆様方が十分納得されるような形で議論を進め、より良い生活環境・教育環境のために取り組んでいただきたいと思う。よろしくお願いします。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○伊藤委員

多々納委員と同じ意見である。昨年、地域へ出かける教育委員会会議があり、古江地区の公民館に出かけさせてもらった。本当に丁寧に説明をして、きちん期間を得て、教育委員会として合意を得るような取組を進めてもらったことについて感謝する。

今後のことであるが、いつごろ開校するのかということと、多々納委員がおっしゃったように、何よりも子供たちの教育というのはどういう環境がふさわしいのか、統合したときの通学問題など、家庭の気持ちや地域の気持ちなどを大切にしながら、今後、良い形で納得してもらえるような進め方をしてほしいと思っている。よろしくお願ひする。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第8号は以上とする。

続いて、報告第9号並びに報告第10号であるが、いじめに関連する報告であるため、併せて報告をしていただきたい。事務局からよろしくお願ひする。

【報告第9号 「いじめに関する報告書 令和元年度分 追跡調査」の結果について】

○生徒指導推進室長

まず、12ページを御覧いただきたい。この追跡調査の結果については、令和元年度中にいじめに関する報告書を提出した学校のうち、令和元年度末、この3月末においてもいじめが解消されたといえない指導対応中、または経過観察中と報告された事案について、新年度の令和2年の6月の時点で、その後どのような状況になっているのかを集約したものである。

いじめが解消したという判断であるが、単に謝罪の場をもったから解消ということではなく、1つは、いじめに係る行為が止んでいることであり、少なくとも3ヵ月を目安としている。2つ目に、被害の子供が心身の苦痛を感じていないことであり、本人・保護者に対して面談などできちんと確認をすることとなっている。

このグラフでは、令和元年度の6年生は、現在中学校1年生となっているため、進学先の中学校から報告されたものを小学校のグラフに含めて記載をしている。また、現在の高校1年生については、中学校のグラフの中に転出・卒業で示しているため、

御了承いただきたい。

それでは、小学校のまとめを御覧いただきたい。円グラフ、左側の年度末のグラフを見ていただくと、対応中が 7 件、経過観察中が 43 件、合計 50 件の報告件数となっている。

追跡結果である今年の 6 月の右側の円グラフを見ていただくと、対応中が 1 件、経過観察が 16 件、解消が 31 件、転出が 2 件となっている。表の右に示しているが、現在も解消と判断していない対応中や経過観察の事案は 17 件で、全体の 34%にあたる。前年度は 40%であったため、解消に向け、小学校が努力をした様子が伺える。

続いて、下段の中学校を御覧いただきたい。左側の円グラフであるが、対応中が 18 件、経過観察中が 38 件、合計 56 件の報告となっている。

この追跡結果である右側の円グラフを見ていただくと、対応中が 5 件、経過観察が 17 件、解消が 32 件、転出・卒業が 2 件となっている。表の右側に示している現在も解消と判断していない事案は 22 件で、39%にあたる。前年度は 28%であるため、中学校においては継続した見守りが必要な件数が今年度は多い状況にあると考えている。

昨年度は市内の各学校で些細なことも積極的にいじめと認知した経緯もあり、件数が増加している。解消しやすいケースも多かったと思われるが、いずれにしても、いじめで苦しんだ子供たちが安心して学校生活に向かえる土壌をつくっていただいている方向性にあると考えている。

生徒指導推進室としても、引き続き丁寧な見守りを継続し、学校全体で子供たちを守るとともに、いじめの早期発見を徹底するよう、学校に対して働きかけを行ってまいりたいと考えている。

以上、いじめに関する報告書、令和元年度追跡調査の結果について報告させていただいた。

【報告第 10 号 令和 2 年度松江市いじめ防止基本方針について】

○生徒指導推進室長

報告第 10 号 別紙並びに別紙②を御覧いただきたい。令和元年度版の基本方針について、松江市の法務専門官・弁護士から御指摘を受けた事項について精査をし、改定をしたものが令和 2 年度版である。

平成 29 年 3 月に国のいじめ防止等のための基本的な方針の大幅な改定を受け、平成

30 年度に大きく改定をし、その後、少しずつ修正を加えてきた。漢字や言葉の小さな訂正や内容に変更がないもの以外について、この度大きく 4 つの改定をしている。このことについて、資料の報告第 10 号別紙②を使って説明をさせていただく。

改定の 4 つの項目の 1 つ目である。4 ページを御覧いただきたい。基本理念について載せている。この度松江市の総合計画並びに国の改定内容を踏まえた方針になるよう、1 つ目の丸を「人を大切に育てる」に修正し、2 つ目から 4 つ目の丸については、国の改定内容及びいじめ防止対策推進法第 3 条の基本理念を基に修正をしている。

続いて、7 ページをお開きいただきたい。市におけるいじめの防止に向けた方針について、改定をしている。これまで文章表記であったものに、「未然防止」「早期発見・対応」「対処」「連携」等の項目立てを行い、順番を整理し、内容修正を行っている。前回に比べ量も増えており、項目立てを行ったことで、読みやすいものになるように考えている。

続いて、16 ページを御覧いただきたい。このページ以降については、これまでそれぞれの項目について四角内に内容表記を行っていたが、その内容の項目の順番もいろいろ前後しており、法務専門家の御助言により、一つ一つを項目立てし、加筆・修正を行い、各内容が項目で分かりやすいものに修正、まとめをしている。

以降、それぞれ文章表記であったものを、きちんと項目立てを行って整理したところである。

最後に、4 点目の変更点であるが、35 ページをお開きいただきたい。いじめの重大事態の対応について、調査の実施についての加筆を行っている。

また、39 ページには、重大事態への対処として、新に児童・生徒、保護者に対する対応について、留意事項を明記している。

以上のような主に 4 つの改定内容を柱に、この度令和 2 年度版を改定している。今後、各学校においては、この市の方針を受け、学校いじめ防止基本方針を改定・作成し、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ広角的に推進してまいりたいと考えている。

報告は以上である。

○清水教育長

報告第 9 号及び報告第 10 号について、何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

1 点お願いします。このように小学校、中学校の追跡調査をしていただいているということで、取組が可視化されていると非常に分かり易く、ありがたい資料だと思う。

1 点残念なのが、小学校では解消してない事案が減っているが、中学校が少し増加している。やはり発達段階の違いということもあると思うのだが、解消に向かわない難しさというものがもしあれば教えていただきたい。恐らくそのところがいじめ防止基本方針の改訂版に盛り込まれているのではないかと思うのだが、もしあれば教えていただきたいと思う。

○生徒指導推進室長

先ほど御指摘があったように、中学校の解消が少ないというところであるが、中学校での実態として、昨年度、特に2年生、1年生のところで非常に発生が多かったという実態がある。

その経過を見守るという中で、複合的に繰り返し何度もいじめの加害・被害にあうというようなケースもあり、どうしてもそれが3ヵ月を目安に解決をするということがなかなか難しいという実態もあった。

この追跡調査を基に、やはりきめ細かく丁寧に継続した観察が必要であるというように考えているため、これが3年生になるとグッと件数も減ってくる状況が見えてくる。やはり発達段階のことも踏まえ、各学年においた適切な支援や指導、対応を学校いじめ防止基本方針にも含めて今後進めてまいりたいというように考えている。

○多々納委員

感謝する。よろしくお願いします。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○伊藤委員

こういういじめの問題に関して、毎回お願いしていることなのだが、やはり未然防

止である。早期発見、早期対応、こういうことを心がけなければいけない。

17 ページは教育委員会としての取組ということであるが、今までいろいろな事案を検討すると、やはり学校側の組織を挙げての体制が不十分だという実感を持っている。この辺りを口酸っぱくというとしわけないのだけれども、繰り返し教育委員会と学校が連携しながらやっていく必要があると思う。報告があった、なかったということで一喜一憂するのではなく、やはり教職員研修や組織を挙げて、特に校長先生、教頭先生のリーダーシップというようなことが問われている事案が多いため、特に夏休み明けは2学期に向かうというときであるため、今の間に研修をしたり、再確認したりしていただきたいと思う。

以上である。

○生徒指導推進室長

生徒指導推進室では、やはり学校いじめ対策組織を機能化していくことが必要と考えている。各学校には、地域の方が参画した対策組織をしっかりと機能するよう、定期的な情報共有やいじめの報告等をお願いしているところである。

加えて、教職員の研修については、11月に管理職を対象にした「魅力ある学校づくり研修」を計画している。そういった機会も得ながら、各学校の未然防止、組織的対応について、より一層進めてまいりたいと考えている。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○藤原委員

松江市いじめ防止基本方針の改定内容を拝見すると、とても分かりやすくなっており、現在苦しんでいる子供たちが「自分たちは守られるべき存在である」ということを、より感じられるような内容に変更されているのではないかというように感じた。

現在苦しんでいる子供たちが、できるだけ早く笑顔で過ごせるようにしていただければと思うため、どうぞよろしくお願いします。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 9 号並びに報告第 10 号については以上とする。

【報告第 11 号 令和 2 年度全国学力・学習状況調査の取扱いについて】

○学校教育課長

議案の 15 ページをお開きいただきたい。今年度の全国学力・学習状況調査の取扱いについてご報告する。

今年度予定されていた令和 2 年度全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症予防対策として、昨年度末に全国で一斉に休業措置が取られたために中止となった。

また、配送予定の資材一式は、7 月中に国から直接学校に郵送され、各校で活用するように文部科学省より通知があった。

松江市では、配送された資材の取扱いについて、次のように考えている。16 ページを御覧いただきたい。

まず、送付された資材を使い、8 月 31 日までに各校で日程を調整し、問題や学習や生活に関する意識調査、この 2 つに取り組むこととする。実施後は、国立教育政策研究所より送付される解説資料を使い、各校で自己採点を行い、各結果について校内で分析する。その結果については、国から送付される予定の参考資料などを用いながら、各校の児童生徒の指導に活用することとする。

自校での採点となることから、例年実施している調査結果の集計や公表は行わない。後日、文科省より予定されている問題冊子等の活用に関するアンケートの結果や、2 学期以降に実施する学校訪問指導などの機会を活用しながら、各校での取組状況について把握することとしている。

以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 11 号については以上とする。

6 令和 2 年 8 月教育委員会会議等の予定

【令和 2 年度第 6 回教育委員会会議】

日時：令和 2 年 8 月 26 日（水） 10：00～

場所：第 2 常任委員会室

7 その他

○清水教育長

事務局から何かあるか。

………特になし………

それでは、議案を除くすべての案件についての報告等が終わった。

そうすると、議案審議に移りたいと思う。関係者以外の方は御退席をお願いしたいと思う。